


博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 篠原 琢 

学位申請者 東風谷 太一

論文名 ビール騒擾と営業権限

——19世紀前半ミュンヘンにおける都市・営業・民衆——

【結論】

東風谷太一氏から提出された博士学位請求論文「ビール騒擾と営業権限——19世紀前半ミュンヘンにおける都市・営業・民衆」について、論文審査と口述による最終試験の結果、審査委員会は全員一致して博士（学術）の学位を授与するにふさわしい研究であるとの結論に達した。

審査委員会は、主査として篠原琢、副査として主任指導教員の相馬保夫教授、千葉敏之教授に、学外から増谷英樹本学名誉教授、山根徹也横浜市立大学教授を迎えて5名で構成された。

【論文の概要】

本論文は、1844年5月初めにバイエルン王国の首都ミュンヘンで発生したビール騒擾を、この時期の都市と営業体制の「近代化」による変容という構造的な条件に関連づけ、ビールをめぐる「共同性」の解体の脈絡の中に位置づけた歴史研究である。

従来、この時期の民衆による食糧騒擾は「モラル・エコノミー」の範疇で捉えられてきたが、本論文は、それを具体的なミュンヘンという場でビールという特殊な事例について、地道な原史料と既存研究の解読作業に基づいて多様な側面から明らかにした。とりわけ、経済史的な「営業の自由」に関する研究、「私的所有」の生成に関わる法制史的な研究を、たんなる「近代化」というベクトルでは捉えきれない当時の人たちの社会的結合関係という視点から批判的に読み直し、論を進めることによって、この騒擾がビールを「造る義務」を負っていた者に対する、ビールを「飲む義務」を負った者の異議申し立てであったと結論づけた。

本論文は、全3章12節から構成されている。

序論では、1844年5月1日から3日にかけてミュンヘンで発生したビール騒擾を対象

にして、それを騒擾の担い手についてだけでなく、19世紀前半の近代化過程の中で生じた市制と営業体制の変容という構造的条件に関連させて検討するという問題提起が、従来の民衆運動研究史の批判的検討から導き出される。とくにこれまでの研究が、食料騒擾が多く発生したプロイセンやヘッセン、バーデン、ヴュルテンベルクなどに偏りがちであるのに対し、本研究がバイエルンを対象としていること、食料騒擾の数量的研究ではなく、特定の一事件をその原因と背景の面から詳しく追究するという方法がとられることが明らかにされている。史料として用いられたのは、バイエルン中央国家文書館、ミュンヘン国家文書館に所蔵される内務省関連の行政文書、控訴裁判所における逮捕者の取り調べ記録、ミュンヘン市文書館に所蔵される営業権目録、公刊されている史料としては、身分制議会の議事録、請願書や法令集、同時代文献などである。

第1章では、まず3日間に及んだビール騒擾の事件の経過が同時代史料を用いて詳しく跡づけられる。ビール騒擾が起きたのは、「夏ビール」と屋外でのビール販売が解禁される5月1日で、しかも1844年のこの日は、ヴィッテルスバッハ王家の結婚式が市内で執り行われる日であった。騒擾は、夕方から職人や兵士でごった返す市内のマーダー醸造場でビールの値下げを求める一部の者から始まり、すぐに他の醸造所にも広がった。醸造業者がビールの値下げを発表した後も騒擾は収まらず、結局、醸造所の襲撃は3日の夜まで続いた。次に、バイエルンにおけるビールの特殊性が、ビール価格の推移、ビールの多元的性格（民衆の食糧）、そしてビールの醸造工程と公定価格制度について検討され、19世紀前半にビール価格が高騰した時期があったにもかかわらず、その際には騒擾は起きていないことに注目されている。最後に、ビール騒擾の担い手の社会的構成が逮捕者リストに基づいて再検討され、従来の研究が建築関係の職人を主たる担い手としていたのに対し、多様な職種職人及び兵士が参加していたことが明らかにされている。この検討の結果、職人や兵士が暮らしていた都市と営業の変容過程を明らかにすることが次の課題として設定されている。

第2章では、騒擾の背景をなす職人たちの社会経済的状況が、19世紀前半からのバイエルンにおける営業自由化と都市体制の再編に即して検討される。バイエルンの営業自由化は、1817年まで宰相を務めたモンジュラ伯の下で始まった。「モンジュラ改革」と呼ばれる19世紀初めの改革は、ナポレオンの下で領土が再編される中で行われ、国の中央機関と地方行政の再編・強化とともに、手工業者の同業組合ツンフトの特権の解体と市場競争原理の浸透を目標にしていた。たしかに手工業製品の生産と販売を独占していたツンフトへの国家による監督は強化され、営業認可制度が導入された。また、職人組合は解散され、手工業世界の慣行が廃止された。しかし、営業自由化政策は中途半端なまま頓挫したとされる。手工業親方に残された特権の内でもとくに注目されるのは、ツンフト（または都市当局）が手工業者個人の技能に基づいて発行しながら、売買の対象となり、慣習的に私有財

産化した「物件的営業権」であった。ミュンヘン市制の改革の中で国家官僚の影響が強まっていくが、相変わらず都市市民権保有者である商業従事者からミュンヘンの都市官職が選出された。1825年営業法に関わる審議の過程でも、「不動産付属営業権」としての「物件的営業権」は廃止されなかった。この新たな営業体制の下で、手工業職人の暮らしが窮迫する一方で、「物件的営業権」に象徴される富は一部の有力者、とりわけビール醸造業者に集中する傾向を示した。

第3章では、「物件的営業権」をドイツ民法典に表現された近代的な意味での「物権」の対象として位置づけたルンメル¹⁾の法史研究に対し、実際にはそれは「私有財産」としての経済的な意味だけに限定することはできないとする。問題なのは、それを近代的な意味で解釈することではなく、同時代の脈絡でそれがあたかも「物」が権利をもつかのような「物の権利」といえるようなものだったことである。その点について、人類学者マルセル・モースの『贈与論』²⁾、18世紀イングランドの食糧騒擾を研究し、「モラル・エコノミー」論を打ち出したE.P.トムスン³⁾の「物の権利」論を用いて検討される。そこから「物件的営業権」がその占有者に共同体への義務（責任）を課すような「物の権利」であるとされる。その上で、醸造所と酒場の営業権目録が検討され、ビール醸造業の営業権の価格が高騰するとともに、特定の所有者の手中に独占されていく過程が辿られ、酒場化した醸造所が出現することが明らかにされる。その中で営業権限を独占していくモンジュラ伯⁴⁾の例からわかるように、「物件的営業権」は特異な形で市場経済システムに適合され、ビールを造る義務（責任）から切り離されていった。これに対し、ビールの飲み手の立場からは、ビール製造にかかわる醸造業者の「不正」やビールで儲ける醸造貴族に対する疑念が増すことになった。職人など下層の民衆にとっては、ビールは飲む権利があるだけでなく、互い同士の社交に不可欠なある種の「飲む義務」をも課すようなものであった。こうしてビールを「造る義務」と「飲む義務」という共同性が解体していくことを象徴したのが、ミュンヘンで起きた1844年のビール騒擾という事件であった。

結論では、以上の各章のまとめが提示されるとともに、本論文の特色として、①これまで等閑視されがちであったバイエルンのビール騒擾を主題としたこと、②ビール騒擾の担い手にとっての意味を、この時期の都市と営業体制の動揺という構造の問題と関連させたこと、③19世紀前半のミュンヘンにおける都市の共同性の変容を検討したこと、④ビールが象徴する多元的な関係を明らかにするためにマルセル・モースの『贈与論』に注目したことを挙げて、本論を締めくくっている。

【論文の評価】

東風谷氏の博士論文最終試験（公開審査）は、2018年1月10日に行われた。まず東風谷氏から論文の要旨が約20分間で発表された後、約70分間の質疑応答が行われた。

東風谷氏の博士論文は、以下の点で高く評価された。

1. これまで日本では本格的に検討されたことがなかった 1844 年のビール騒擾を取り上げ、丹念な史料研究によってその背景となるミュンヘンの都市・営業体制の変容と関連づけた貴重な成果である。具体的には、ビール騒擾を、浸透しつつある市場経済原理によって、古き共同体の権利と法に立脚したミュンヘン醸造業が変容し、ビールをめぐる存在していた共同性が崩されていく中で起こった事件として跡づけた点が高く評価される。
2. プロイセンとは異なるバイエルンにおける営業の自由化の進展とその挫折をミュンヘン市制の変貌と合わせて、具体的に史料に基づいて明らかにした日本では初めての研究である。営業の自由化はミュンヘン醸造業の場合、古くからの特権の解体にはつながらず、むしろ「物件的営業権」の売買を通じて醸造業界の寡占化と結びついたことが説得力をもって実証されている。
3. 「営業権目録」に基づく「物的営業権」の経済史的側面だけでなく、近代法が生成する過程についての法制史的側面をも再検討し、それをたんなる私有財産として扱うのではなく、共同体への義務を課すような「物の権利」であることをマルセル・モースの人類学的知見や E. P. トムソンの歴史的研究を用いて説明した斬新な研究である。
4. この騒擾がビールを「造る義務」を負っていた者に対する、ビールを「飲む義務」を負った者の異議申し立てであったと結論づけ、ビールをめぐる共同性が解体する過程の象徴的な事件としてビール騒擾を位置づけたことは、貴重な学術的成果である。

これに対し、審査者からは以下のような疑問点が提示された。

1. ビール騒擾の参加者として、「衛兵」、「兵士」、「駐屯兵」といった別の呼称が使われているが、その内容はどう違うのか、また、兵士＝職人と捉えてよいのか、疑問である。
2. バイエルンの営業体制の変遷およびミュンヘンの市制の改革についてはよく調べられているが、他のバイエルン地域やドイツ諸邦の近代化・工業化の中で、この変革がどう位置づけられ、またバイエルンの工業化との関連はどのように見たらよいのか、そして他地域の食料騒擾といかに比較することができるのか、といった広域的な比較の視点が不足している。
3. 「物件的営業権」の内容説明がわかりにくく、理解することが難しい。とくに「物件的営業権」をマルセル・モースや E. P. トムソンの議論から説明しようとしているが、その法的理解にはドイツ地域における中世以来の封建的土地所有に関わる議論を参照した方がよいのではないか。
4. ビール騒擾の原因・背景を突き止める全体の作業の中で、各章・各節の論点がどう組み

合わされ、位置づけられるのかについて説明不足の点が散見された。また、これまでの「モラル・エコノミー」論とどこが違うのか、説明する必要があった。

以上のような問題点の指摘に対し、東風谷氏は、真摯に受け答えするとともに、指摘された問題点を前向きに受け止め、今後の研究の展開の中で克服していくことを確約した。とくに結論部の展望で述べられているように、今回取り扱えなかった1848年10月にもう一度起こったミュンヘンのビール騒擾を検討し比較する中でこれらの問題を再検討したいという意向を述べた。審査委員もこの点について、問題点はいずれも今後の研究に生かしていくべき課題であり、将来の研究の展開の可能性を示すものであることから、本論文の学術的価値を否定するものではないという見解で一致した。

以上の論文評価および最終試験での質疑応答の内容から、本論文は、1844年のミュンヘン・ビール騒擾を日本で初めて扱い、その背景となるバイエルン営業改革、ミュンヘンの市制変革を詳しく原史料から調べ上げ、「物件的営業権」の問題性を指摘した優れた社会史的論考であることが確認され、東風谷氏が優秀な研究者としての資質を十分に有していることが確認された。したがって、審査委員は全員一致で、学位申請者の東風谷太一氏が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいとの結論に達した。